

(農林水産委員会)

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、国が担うべき農業経営の改善及び安定や食品安全に関する業務等を総合的に実施する体制を整備するため、農林水産省の地方支分部局の改革再編を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止するとともに、地方農政局及び北海道農政事務所の分掌機関として地域センターを設置することとする。

二、国が担うべき農業経営の改善及び安定に係る業務を北海道においても的確に実施する体制を整備するため、北海道農政事務所の分掌事務の規定を見直すこととする。

三、この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。